

# 使用料規程

2002年6月21日届出

2004年3月30日変更届出

*Asia Copyright Association*

株式会社アジア著作協会

# 目 次

第1章 演奏等	1
1 上演形式による演奏	1
2 演奏会における演奏	1
3 演奏会以外の催物における演奏	2
4 レコードおよび録音物における演奏	2
第2章 カラオケ施設における演奏等	3
1 カラオケルーム・カラオケボックス・カラオケ教室等の演奏	3
2 社交場における演奏	3
第3章 放送等	5
1 放送事業者	5
2 有線音楽放送	5
第4章 蓄音機用音盤	6
1 市販用	6
第5章 貸 与	6
第6章 業務用通信カラオケ	7
1 基本使用料金	7
2 利用単位使用料金	7
第7章 インタラクティブ配信	8
1 商用配信	8
2 非商用配信	8
3 着信メロディー専用	8
第8章 ビデオグラム	9
1 市販用ビデオグラム	9
2 その他のビデオグラム	9
第9章 映画録音	10
1 録 音	10
2 上 映	11
第10章 コマーシャル放送用録音	12
第11章 ゲームソフト	12
第12章 出 版	13
1 書 籍	13
2 雑誌・新聞	13
3 その他の出版	13

第 13 章 その他	14
附 則	14

## 第1章 演奏等

### 1 上演形式による演奏

(1) 演劇的音楽著作物の上演形式による演奏の使用料は、入場料総額(消費税を含まない)5パーセントの額に消費税額を加算した額とする。ただし、利用された著作物が管理外の曲が含まれている場合は上演総時間に対し本管理著作物の上演時間との比率を入場料総額に乗じた金額の5パーセントの額に消費税を加算した額とする。

(2) 入場料のない場合は、下記表の通りとする。

定員	1,000名 まで	2,000名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	6,000名 まで	7,000名 まで	8,000名 まで	8,001名 以上
使用料	300円	500円	700円	900円	1,100円	1,300円	1,500円	1,700円	1,900円

### 2 演奏会における演奏

演奏会に演奏の使用料は、下記表の金額に消費税額を加算した額とする。

(1) 著作物1曲(利用時間が5分まで)1回の使用料は次の通りとする。

定員 入場料	1,000名 まで	2,000名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	6,000名 まで	7,000名 まで	8,000名 まで	8,001名 以上
無料	300円	500円	700円	900円	1,100円	1,300円	1,500円	1,700円	1,900円
500円まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円	2,200円
1000円まで	900円	1,100円	1,300円	1,500円	1,700円	1,900円	2,100円	2,300円	2,500円
2000円まで	1,500円	1,700円	1,900円	2,100円	2,300円	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円
3000円まで	2,100円	2,300円	2,500円	2,700円	2,900円	3,100円	3,300円	3,500円	3,700円
4000円まで	2,700円	2,900円	3,100円	3,300円	3,500円	3,700円	3,900円	4,100円	4,300円
5000円まで	3,300円	3,500円	3,700円	3,900円	4,100円	4,300円	4,500円	4,700円	4,900円
6000円まで	3,900円	4,100円	4,300円	4,500円	4,700円	4,900円	5,100円	5,300円	5,500円
7000円まで	4,500円	4,700円	4,900円	5,100円	5,300円	5,500円	5,700円	5,900円	6,100円
8000円まで	5,100円	5,300円	5,500円	5,700円	5,900円	6,100円	6,300円	6,500円	6,700円
9000円まで	5,700円	5,900円	6,100円	6,300円	6,500円	6,700円	6,900円	7,100円	7,300円
9001円以上	6,300円	6,500円	6,700円	6,900円	7,100円	7,300円	7,500円	7,700円	7,900円

(2) 利用時間が5分を超えて10分までの場合の使用料は、利用時間が5分までの場合の2倍とする。利用時間が10分を超える場合の使用料は、10分までを超える毎に利用時間が5分を超え10分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

### 3 演奏会以外の催物における演奏

(1) 演奏会以外の催物における演奏の使用料は、下記表の金額に消費税額を加算した額とする。催物の公演1回(1日以内)の使用料は、次の通りとする。

定員 入場料	1,000名 まで	2,000名 まで	3,000名 まで	4,000名 まで	5,000名 まで	6,000名 まで	7,000名 まで	8,000名 まで	8,001名 以上
無料	5,000円	7,000円	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円
500円まで	9,000円	11,000円	13,000円	15,000円	17,000円	19,000円	21,000円	23,000円	25,000円
1000円まで	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	28,000円
2000円まで	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円	32,000円	34,000円	36,000円
3000円まで	28,000円	30,000円	32,000円	34,000円	36,000円	38,000円	40,000円	42,000円	44,000円
4000円まで	36,000円	38,000円	40,000円	42,000円	44,000円	46,000円	48,000円	50,000円	52,000円
5000円まで	44,000円	46,000円	48,000円	50,000円	52,000円	54,000円	56,000円	58,000円	60,000円

(2) 演奏会以外の催物における1ヶ月の使用料は、前ページ最下表の金額に20パーセントを乗じた金額に消費税額を加算した額とする。

(3) 入場料が無い演奏場所に関しては下記表の通りとする。

(ア) 入場料の無い演奏場所の1ヶ月の使用料は次の通りとする。

1ヶ月の延 演奏時間	30時間 まで	45時間 まで	60時間 まで	75時間 まで	90時間 まで	105時間 まで	120時間 まで	135時間 まで	150時間 まで	150時間 以上
使用料金額	25,000円	35,000円	45,000円	55,000円	65,000円	75,000円	85,000円	95,000円	105,000円	115,000円

(イ) 入場料の無い演奏場所の1日の使用料は次の通りとする。

1日の延 演奏時間	1時間 まで	2時間 まで	3時間 まで	4時間 まで	5時間 まで	6時間 まで	7時間 まで	8時間 まで	9時間 まで	9時間 以上
使用料金額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円

### 4 レコードおよび録音物における演奏

事業においてレコードおよび録音物による演奏が行われる場合は、演奏会以外の催物に適用される規定に定める演奏の使用料に50パーセントを乗じた額とする。

#### 備考

- (1) 同一演奏場所での各種の演奏が併演される場所は、それぞれに適用される使用料を算出し合算した額の範囲内で利用状況等を考慮し定める。
- (2) 定員とは、演奏会および演奏会以外の催物が開催される会場あるいは場所に設備されている客数の総数をいう。
- (3) 入場料とは、演奏会または演奏会以外の催物の主催者が、いずれの名義であっても入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価(消費税額を含まないもの)をいう。

## 第2章 カラオケ施設における演奏等

### 1 カラオケルーム・カラオケボックス・カラオケ教室等の演奏

カラオケ設備を設け客および生徒に歌唱をさせる営業を行う施設において、著作物を演奏または上映する場合の使用料は下記表の金額に消費税額を加算した額とする。

(1) カラオケルーム・カラオケボックス等の1ヶ月の使用料は次の通りとする。

部屋 室数	10室 まで	20室 まで	30室 まで	40室 まで	50室 まで	60室 まで	70室 まで	80室 まで	90室 まで	91室 以上
使用料金額	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円

(2) カラオケ教室の1ヶ月の使用料は次の通りとする。

生徒 人数	10人 まで	20人 まで	30人 まで	40人 まで	50人 まで	60人 まで	70人 まで	80人 まで	90人 まで	91人 以上
使用料金額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円

### 2 社交場における演奏

カラオケ設備を設け客に歌唱をさせ飲酒・飲食・ダンス等の営業を行う施設において、著作物演奏または上映(映画フィルムを用いた上映を除く。以下、「演奏」と称す。)する場合の使用料は下記表の金額に消費税額を加算した額とする。

(1) バー・スナック・クラブ・居酒屋等の飲酒の提供を主たる目的とするもので、ホステス等の接客員の接待が伴う業種の1ヶ月の使用料は次の通りとする。

客席・宴会場面積	33㎡まで	66㎡まで	99㎡まで	100㎡以上
カラオケ演奏使用料	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
生演奏使用料	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
レコード・録音物使用料	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円

同一場所において演奏方法が重複する場合は使用料のいずれか高い方を適用する。

(2) キャバレー・ナイトクラブ等の飲酒の提供とともに客にダンスをさせる業種の1ヶ月の使用料は次の通りとする。

面積	100㎡まで	200㎡まで	300㎡まで	301㎡以上
カラオケ演奏使用料	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
生演奏使用料	15,000円	30,000円	45,000円	60,000円
レコード・録音物使用料	7,500円	15,000円	22,500円	30,000円

同一場所において演奏方法が重複する場合は使用料のいずれか高い方を適用する。

(3) 結婚式場・料亭・旅館・ホテル等の宴会を主たる目的の業種の1ヶ月の使用料は次の通りとする。

宴会場面積	100 m <sup>2</sup> まで	200 m <sup>2</sup> まで	300 m <sup>2</sup> まで	301 m <sup>2</sup> 以上
カラオケ演奏使用料	6,000 円	12,000 円	18,000 円	24,000 円
生演奏使用料	6,000 円	12,000 円	18,000 円	24,000 円
レコード・録音物使用料	3,000 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円

同一場所において演奏方法が重複する場合は使用料のいずれか高い方を適用する。

## 第3章 放送等

### 1 放送事業者

日本放送協会が行う放送・地上波放送を行う一般放送事業者および衛星放送を行う一般放送事業者の放送および当該放送用の録音に著作物を利用する場合の使用料は下記表の金額に消費税額を加算した額とする。

#### (1) 放送

全国放送の利用時間 5 分まで	50,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	50,000 円

#### (2) 放送用録音

全国放送の利用時間 5 分まで	5,000 円
利用時間 5 分までを超えるごと	5,000 円

(3) 包括利用許諾契約の場合は、各放送事業者と協議して取り決める。その場合は、月額放送事業収入の 0.3 パーセントを上限として著作物を利用した月数を乗じた額とする。

#### 備考

「放送事業収入」とは、当該事業者の放送事業に関わる収入から代理店手数料および有料放送料の収納にかかる経費に相当する額を控除した額(消費税額を除く)をいう。

### 2 有線放送

有線放送に著作物を利用する場合の使用料は、下記表の金額に消費税額を加算した額とする。

#### (1) 有線音楽放送

(ア) 音楽の提供を主たる目的とする有線放送事業者が有線放送に著作物を利用する場合の使用料は下記表の通りとする。

1 曲 1 回につき	利用時間 5 分まで	利用時間 5 分を超えるごとに
受信契約世帯数による使用料額	1000 世帯ごとに 400 円	1000 世帯ごとに 400 円

(イ) 包括利用許諾契約の場合は、各放送事業者と協議して取り決める。その場合は、月額放送事業収入の 0.5 パーセントを上限として著作物を利用した月数を乗じた額とする。

#### (2) 有線テレビ放送

(ア) 有線テレビ放送事業者が放送および放送用の録音に著作物を利用する場合の使用料は下記表の通りとする。

#### 放送

1 曲 1 回につき	利用時間 5 分まで	利用時間 5 分を超えるごとに
受信契約世帯数による使用料額	1000 世帯ごとに 400 円	1000 世帯ごとに 400 円

## 録音

複製本数 1 本につき	利用時間 5 分まで	利用時間 5 分を超えるごとに
使用料額	400 円	400 円

(イ)包括利用許諾契約の場合は、各放送事業者と協議して取り決める。その場合は、月額放送事業収入の 0.5 パーセントを上限として著作物を利用した月数を乗じた額とする。

## 第 4 章 蓄音機用音盤

蓄音機用音盤(レコード・DVD・VCD・CD・録音テープ)に著作物を利用する場合の音盤 1 枚著作物 1 曲(歌詞等を含む)の使用料は、下記により算出した金額に消費税額を加算した額とする。

### 1 市販用

- (1) 蓄音機用音盤に著作物を利用する場合の使用料は、著作物 1 曲につき 8 円とする。
- (2) 蓄音機用音盤に 1 曲 5 分以上の著作物を利用する場合の使用料は、5 分までを超えるごとに 8 円以内を加算する。

## 第 5 章 貸与

商業用音盤を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、下記表に算出した金額に消費税額を加算した額とする。

- (1) 商業用音盤を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、音盤 1 枚あたり 1 回の貸与につき下記表の通りとする。

種 別	LP 盤	シングル盤	CD 盤	録音テープ
使用料額	40 円	10 円	50 円	40 円

- (2) 商業用音盤を公衆に貸与する場合の著作物の使用料は、包括許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は 1 店舗を単位として下記表の通りとする。

月額貸与回数	2,000 回まで	3,000 回まで	4,000 回まで	5,000 回まで	6,000 回まで
月額使用料金額	20,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円

月額貸与回数	7,000 回まで	8,000 回まで	9,000 回まで	10,000 回まで	10,000 回以上
月額使用料金額	70,000 円	80,000 円	90,000 円	100,000 円	120,000 円

## 第 6 章 業務用通信カラオケ

業務用通信カラオケに著作物を利用する場合の使用料は、下記表 1 項および 2 項にそれぞれ算出した金額を合計して得た金額に消費税額を加算した額とする。

### 1 基本使用料金

基本使用料金に関する契約を結ぶ場合は、著作物の数によって 1 ヶ月ごとに定める。その 1 サーバー月額基本使用料は下記表の通りとする。

著作物 数 量	1.000 曲 まで	2.000 曲 まで	3.000 曲 まで	4.000 曲 まで	5.000 曲 まで
月額使用料金額	100,000 円	200,000 円	300,000 円	400,000 円	500,000 円

著作物 数 量	6.000 曲 まで	7.000 曲 まで	8.000 曲 まで	9.000 曲 まで	10.000 曲 まで
月額使用料金額	600,000 円	700,000 円	800,000 円	900,000 円	1,000,000 円

10.001 曲以上の著作物を利用する場合は、1.000 曲を超えるごとに 100,000 円を加算する

### 2 利用単位使用料金

利用単位使用料に関する契約を結ぶ場合は、端末機器 1 台につき 1 ヶ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は端末機 1 台あたり下記表の通りとする。

端末機器 数 量	1 台 ~ 5.000 台	5.001 台 ~ 10.000 台	10.001 台 ~ 20.000 台	20.001 台 ~ 30.000 台	30.001 台 ~ 40.000 台
1 端末機器の月 額使用料金額	500 円	450 円	400 円	350 円	320 円

40.001 台 ~ 50.000 台	50.001 台 ~ 60.000 台	60.001 台 ~ 70.000 台	70.001 台 ~ 80.000 台	80.001 台 ~ 90.000 台	90.001 台 ~ 100.000 台
310 円	300 円	290 円	280 円	270 円	260 円

100.001 台 ~ 110.000 台	110.001 台 ~ 120.000 台	120.001 台 ~ 130.000 台	130.001 台 ~ 140.000 台	140.001 台 ~ 150.000 台	150.001 台 以上
250 円	240 円	230 円	220 円	210 円	200 円

## 第7章 インタラクティブ配信

音楽配信・テレホンサービス等ネットワークを用いた放送および有線放送以外の公衆送信および、それに伴う複製により著作物を利用する場合の使用料は、下記の通り算出した金額に消費税額を加算した額とする。

### 1 商用配信

商用配信(リスニング用やカラオケその他の音楽が主として利用)の契約を結ぶ場合の月額使用料は下記の通りとする。

- (1) ダウンロード方式(受信先の記憶装置に複製して利用)の場合は情報料があるなしに関わらず1曲1リクエスト当たり5円に月間のリクエスト回数を乗じた額とする。
- (2) ストリーム方式(受信先の記憶装置に複製せずに利用)の場合は情報料があるなしに関わらず1曲1リクエスト当たり3円に月間のリクエスト回数を乗じた額とする。

### 2 非商用配信

利用方式・利用形態・利用目的・楽曲数に関わらず年額10,000円とし、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、月額1,000円として利用月数を乗じた額とする。

### 3 着信メロディー専用

ダウンロード方式で電話・電子メールその他の着信時に再生することを目的とした着信メロディー専用データの通常再生時間が45秒以内のものであって情報料があるなしに関わらず、1曲1リクエスト当たり3円に月間のリクエスト回数を乗じた額とする。

## 第 8 章 ビデオグラム

著作物を録音しビデオグラム(ビデオテープ・ビデオディスクなどに映像を連続して固定したものであって、映画フィルム以外のものをいう)を製作する場合の使用料は、次により算出した金額に消費税額を加算した額とする。

### 1 市販用ビデオグラム

著作物 1 曲の使用料は、次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。ただし、既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。

基本使用料	ビデオグラムの個数に係わらず、著作物の利用時間 1 分までごとに 600 円。
複製使用料	ビデオグラム 1 個につき、著作物の利用時間 1 分までごとに次の算出した額。当該ビデオグラムの小売価格(消費税額含まず)×100 分の 3×総再生時間分の 1 または、3 円のいずれか高い金額。

### 2 その他のビデオグラム

市販目的以外のビデオグラムの場合、著作物 1 曲の使用料は次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。ただし、既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。

基本使用料	ビデオグラムの個数に係わらず、著作物の利用時間 1 分までごとに 600 円。
複製使用料	ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分までごとに 500 円 50 個を超える場合は、超える 1 個につき著作物の利用時間 1 分までごとに 6 円。

## 第9章 映画録音

映画に著作物を利用する場合および著作物を上映する場合の使用料は、次に算出した金額に消費税額を加算した額とする。

### 1 録音

#### (1) 普通映画

##### (ア) 主題歌および挿入歌曲

映画に主題歌または挿入歌曲として著作物を利用する場合は、当該映画について1曲の使用料を歌詞・楽曲それぞれ次の通りとする。

	ニュース映画	文化映画	劇映画
5分未満	400円	1,200円	4,000円
5分以上10分未満	400円	1,200円	4,000円
10分以上10分までごと	400円	1,200円	4,000円

##### (イ) 背景音楽

普通映画に背景音楽(当該映画のために著作されたもの)を利用する場合は、その利用時間により使用料を次の通りとする。

	ニュース映画	文化映画	劇映画
5分未満	400円	1,200円	4,000円
5分以上10分未満	400円	1,200円	4,000円
10分以上10分までごと	400円	1,200円	4,000円

#### (2) テレビジョン映画

テレビジョン映画に著作物を利用する場合は、普通映画の規定による区分により各料金の100分の2をその使用料とする。ただし、テレビジョン映画を普通映画として利用する場合は普通映画とテレビジョン映画の使用料の差額を別に支払うものとする。

### 備考

- (1) 「普通映画」とは、映画館その他の場所において直接スクリーンに映写する目的で製作されたもの。
- (2) 「テレビジョン映画」とは、テレビジョン放送に利用する目的で製作されたもの。

## 2 上 映

(1) 映画の上映使用料は、(2)(3)による場合のほかは映画 1 本上映 1 回について次の通りとする。

	入場料 / 種別	ニュース映画	文化映画	劇映画
500 名未満	300 円未満	50 円	160 円	300 円
	1,000 円未満	70 円	200 円	500 円
	1,000 円以上	100 円	250 円	700 円
1,000 名未満	500 円未満	70 円	160 円	700 円
	1,000 円未満	100 円	320 円	1,000 円
	1,000 円以上	150 円	500 円	1,200 円
1,500 名未満	500 円未満	110 円	330 円	1,000 円
	1,000 円未満	150 円	440 円	1,500 円
	1,000 円以上	200 円	600 円	1,800 円
1,500 名以上	500 円未満	150 円	450 円	1,400 円
	1,000 円未満	180 円	550 円	1,800 円
	1,000 円以上	250 円	700 円	2,000 円

(2) 映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は下記表の通りとする。

ただし、上映時間が月間 150 時間未満の場合は、下記表の金額の 2 分の 1 また月間 50 時間未満の場合は、下記表の 4 分の 1 とし(3)により契約の締結された映画の上映時間は、この上映時間に算入しないものとする。

定員 1 名あたりの月間上映使用料

	種別 入場料	ニュース映画だけを 上映する場合	文化映画だけを 上映する場合	ニュース映画と文化映 画とだけを 上映する場合	劇映画(ニュース映画 と文化映画を併映) 上映する場合
		500 名未満	300 円未満 1,000 円未満 1,000 円以上	0.3 円 0.5 円 0.7 円	1 円 1.5 円 2 円
1,000 名未満	300 円未満 1,000 円未満 1,000 円以上	0.5 円 0.7 円 1 円	1.6 円 2 円 3.3 円	1 円 1.5 円 2 円	5 円 7 円 10 円
1,500 名未満	300 円未満 1,000 円未満 1,000 円以上	0.7 円 1 円 1.4 円	2.2 円 3.3 円 4.4 円	1.5 円 2.2 円 3 円	7 円 10 円 15 円
1,500 名以上	300 円未満 1,000 円未満 1,000 円以上	1 円 1.5 円 1.8 円	3.3 円 4.5 円 5.7 円	2.2 円 3 円 3.8 円	10 円 14 円 18 円

- (3) 製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料はプリント 1 本につき録音使用料の 100 分の 2 とする。

## 第 10 章 コマーシャル放送用録音

コマーシャル放送用録音に関する利用許諾の使用料の額は委託者が定めるものとする。

## 第 11 章 ゲームソフト

ゲームソフトに著作物を利用する場合の使用料は、ゲームソフト 1 枚に著作物 1 曲(5 分以上の著作物については、5 分を超えるごとに 1 曲分の金額を加算して使用料の計算する。)につき下記により算出した金額に消費税額を加算した額とする。ただし、委託者の同意があるときは利用許諾契約において使用料率を下回る料率を定めることができる。

### (1) 市販用ゲームソフト製品

#### (ア) 製品記載価格のあるもの

ゲームソフトの記載価格(消費税額を含まない)の 1 パーセントを、そのゲームソフトに含まれている著作物数を乗じた額とする。

#### (イ) 製品記載価格のないもの

ゲームソフトの卸価格(消費税額を含まない)の 1.5 パーセントを、そのゲームソフトに含まれている著作物数を乗じた額とする。

### (2) その他のゲームソフト製品

前号(1)以外の場合は、利用目的・利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間 1 分毎に 3 円以内の額とする。

- (3) ゲームソフトに占める委託者の著作物の割合が非常に僅少なときは、販売本数にかかわらず上記の範囲内で一定額を使用料とすることができる。

## 第 12 章 出 版

印刷・写真・複写その他の方法により著作物を可視的に複製する場合の使用料は、下記により算出した金額に消費税額を加算した額とする。

### 1 書 籍

- (1) 楽譜集などの書籍の内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価(消費税額を含まない)の 10 パーセント(外国著作物は 15%から 20%)に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が本協会の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する本協会の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。
- (2) 前号(1)以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞・楽曲それぞれ下記表の額とする。

2,500 部まで	5,000 部まで	10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部まで	100,000 部以上
1,200 円	2,400 円	4,000 円	6,000 円	8,000 円	12,000 円

### 2 雑誌・新聞

雑誌・新聞の場合の使用料は、その発行部数により 1 曲につき歌詞・楽曲それぞれ下記表の額とする。

10,000 部 まで	50,000 部 まで	100,000 部 まで	300,000 部 まで	500,000 部 まで	1,000,000 部 まで	1,000,000 部 以上
5,100 円	10,200 円	13,600 円	17,000 円	25,000 円	34,000 円	51,000 円

### 3 その他の出版物など

- (1) ピースなど第 1 項または第 2 項以外の出版物で、その内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価(消費税額を含まない)10 パーセント(外国の著作物は 15%から 20%)に発行部数を乗じた額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が本協会の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する本協会の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。

- (2) 前項(1)以外の出版物またはのれん・てぬぐい・茶碗その他の物品の場合の使用料は、その発行部数または製作部数により 1 曲につき歌詞・楽曲それぞれ下記表の額とする。ただし、歌碑・パネル・ポスターなど公衆に展示または掲示されることを主たる目的とするもの場合は、その製作部数のいかんにかかわらず 1 曲につき歌詞・楽曲それぞれ 18,000 円の額とする。

2.500 部 まで	5.000 部 まで	10.000 部 まで	50.000 部 まで	100.000 部 まで	100.000 部 以上
1,800 円	3,600 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円	18,000 円

#### 備 考

- (1) 本規定の使用料は作詞・作曲その他の依頼料は含まない。
- (2) 使用料を委託者が指定することとしている時はその額とする。
- (3) 第 1 項(1)および第 3 項(1)のただし書の規定にかかわらず、ある著作物の占めるページ数が他の著作物の占めるページ数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占めるページ数に対する本協会の管理する著作物の占めるページ数との比率により算出することができる。
- (4) 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から 20 パーセントを限度として減額することができる。

## 第 13 章 その他

本規定の第 1 章から第 12 章の規程を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的および態様その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料または額を定めることができる。

## 附 則

### 実施日

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30 日を経過した日から実施する。